

大規模災害対策要綱

平成19年12月17日制定

社団法人大阪建設業協会
総合企画委員会
防災体制部会

大規模災害対策要綱

第1章 総則

第1条 目的

第2条 基本方針

第2章 平常時における準備

第3条 大建協が行う準備

第4条 会員が行う準備

第5条 災害訓練及び啓蒙活動

第3章 非常時における体制

第6条 災害対策本部の設置

第7条 予備本部の設置

第8条 災害対策本部の組織

第9条 災害対策本部の業務

第4章 その他

第10条 災害協定に基づく業務要請

第11条 災害対策マニュアル等の策定

第12条 要綱等の見直し

大規模災害対策要綱

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本要綱は、近畿地方及びその周辺で震度 6 弱以上の地震あるいは津波や風水害等の異常な自然災害、大規模重大事故による災害など（以下「大規模災害」という）が発生した場合の、社団法人大阪建設業協会（以下大建協という）の基本方針、具体的な組織、大建協職員及び会員の行動マニュアル等を定めることにより、大規模災害発生時における大建協施設の保全及び業務機能の維持を図るとともに、関係行政機関の要請に応え、かつ大建協の社会的責任を果たすことを目的とする

(基本方針)

第 2 条 大建協及びその会員は、大規模災害が発生した場合に適切な対応が取れるように、平常時から必要な準備を行うとともに、大規模災害が発生した場合においては、次の必要な対策を実施するものとする。

- (1) 大建協は、協会施設の保全及び業務機能の維持、業務環境の早期回復・整備を図る。
- (2) 大建協会員は、社会的責任を果たすため、関係行政機関等の救援・復旧活動に貢献する。

第2章 平常時における準備

(大建協が行う準備)

第 3 条 大建協は、災害対策に関する基本方針に基づき、主として次の事項を行う。

- (1) 災害協定締結先との連絡調整、本要綱及び第 11 条に定める災害時行動マニュアル等の整備・見直し、教育訓練等の災害事前対策活動を推進する。
- (2) 大規模災害により、他府県建設業協会の管轄地域が被災した場合は、被災した他府県協会との連絡調整及び支援窓口業務を行う。

(会員が行う準備)

第 4 条 大建協会員は、第 10 条に定める大規模災害発生時の応急復旧業務に対応できる体制を整備する。

2 会員の緊急窓口担当者等が変更となった場合は、直ちに大建協事務局に連絡する

(災害訓練及び啓蒙活動)

第 5 条 大建協及びその会員は、定期的に災害訓練を実施する。

2 常務理事は、協会職員及びその家族に対して大規模災害に対する意識を日常から喚起するとともに、大規模災害発生時に災害対策本部が任務を確実に遂行できるよう、必要な対応体制を整備し、これを周知徹底する。

第 3 章 非常時における体制

(災害対策本部の設置)

第 6 条 大建協会長は、次の各号に掲げる場合において、直ちに大建協内に災害対策本部を設置する。

大阪府下において大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合
関係行政機関より、応急復旧対策の要請があった場合
その他会長が必要と認めた場合

(予備本部の設置)

第 7 条 大規模災害により、大建協事務所の使用が困難になった場合は、会長・副会長・理事会社の事務所等を予備本部として使用する。

(災害対策本部の組織)

第 8 条 災害対策本部は、大建協正副会長・常務理事及び大建協職員により組織する。

- 2 . 災害対策本部長には会長があたり、本部を統括し指揮監督する。
- 3 . 副本部長には副会長、常務理事及び事務局長があたり、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

(災害対策本部の業務)

第 9 条 災害対策本部に総務班と業務班を設ける。

- 2 . 総務班は総務部職員をもって構成し、大建協施設の保全及び業務機能の維持、災害発生直後の情報収集、広報活動の推進に努める。
- 3 . 業務班は業務部職員をもって構成し、行政機関等からの応急復旧対策の要請に対応するため、行政機関等や会員の緊急窓口担当者及び関連他団体との連絡に努める。

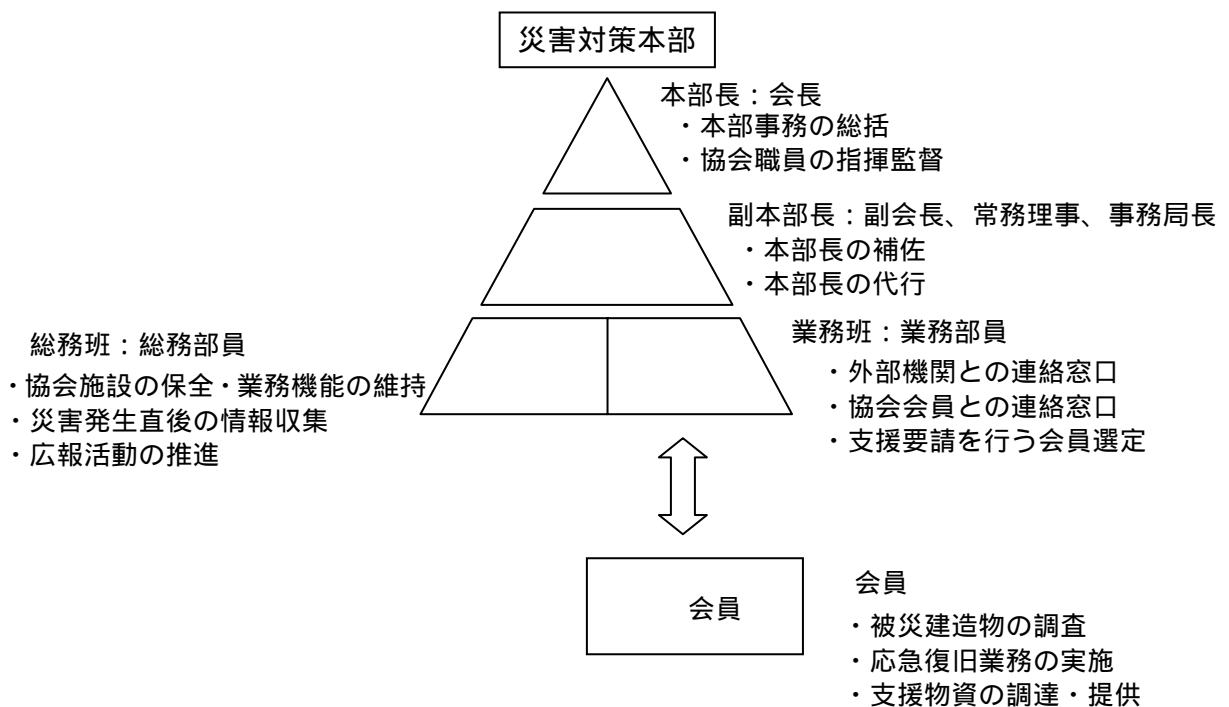


図 災害対策本部の組織と業務

第4章 その他

(災害協定等に基づく業務要請)

第10条 当協会に対し災害協定締結機関等より応急復旧業務対策の要請があった場合は、本要綱によるほか、各協定に定められた事項に基づき対応するものとする。

「締結災害協定」

国土交通省近畿地方整備局 『災害時等における近畿地方整備局所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書』
(平成18年3月20日)

大阪府 『地震災害時等における大阪府管理道路等の応急対策業務に関する協定』(平成11年3月31日)

大阪市 『災害時における応援復旧対策の協力に関する協定』
(平成18年10月31日)

(災害対策マニュアル等の策定)

第11条 本要綱を補完するため、次の災害時行動マニュアル等を別途策定する。

「大規模災害時行動マニュアル」

- ・会員編
- ・事務局編

「大規模災害時における協会職員の対応」

(要綱等の見直し)

第12条 本要綱、災害時行動マニュアル等は、定期的に見直しを行うものとし、必要に応じて改訂する。

(付 則)

本要綱は平成19年12月17日から実施する。